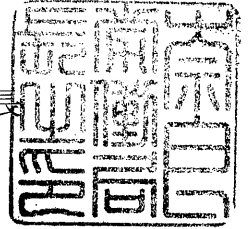




奈勞発基1101第1号
平成28年11月1日

一般社団法人奈良県産業廃棄物協会会長殿

厚生労働省奈良労働局長



安全衛生教育及び研修の推進について

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして、御理解、御協力をいただいておりますことに御礼を申し上げます。

さて、安全衛生教育及び研修については、平成3年1月21日付け基発第39号に定める安全衛生教育推進要綱に基づき推進してきたところですが、第三次産業や昨今の製造業における災害増加、メンタルヘルス対策・化学物質のリスクアセスメントの推進の重要性等を踏まえ、別添のとおり改正されました。

パートタイム労働者、派遣労働者、高齢労働者の増加など、就業形態が多様化している中、死亡災害をはじめとした労働災害を防止するためには、労働者に対する安全衛生教育が大変重要です。

つきましては、この安全衛生教育等推進要綱に基づいて、労働者等の安全衛生教育及び研修を推進されますよう、関係者への周知等御協力をお願いいたします。